

番号制度に関する政府の方針

1 情報化に関する政府の方針（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第20条）

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

2 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）

第二. 4. (3) ③

「世界最高水準のIT社会の実現」

③マイナンバー制度の積極的活用等

金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの公共性の高い分野を中心に、個人情報保護に配慮しつつ、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、今年度中にマイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにする。

3 世界最先端IT国家創造宣言（平成26年6月24日閣議決定）

—3の(2)「国・地方を通じた行政情報システムの改革」—

・IT投資に当たっては、業務改革を徹底する。各府省庁は、各システムの更改時期等に合わせ、サービス向上や行政運営の効率化・スリム化に向けたビジョン、実現のために必要な法制度・組織・業務上の改革内容及び投資対効果を明確にした具体的な改革プランを策定し、これに沿って計画的に業務・システムの改革を行う。また、クラウドの徹底活用により、大規模な効率化と縦割りを打破したシームレスな連携、変化への迅速かつ柔軟な対応力の向上を図り、効率的な行政運営と徹底したコスト削減を実現する。

・番号制度を導入する行政分野等について、制度導入のスケジュールに合わせて、行政サービスと業務改革及び情報システムの改革に関し、政府CIOの指導の下、関係機関が連携しつつ計画を策定し、これに沿って着実に取り組む。

・なお、全国一律の業務・システム内容である地方公共団体等の情報システムについては、適切な費用分担の下、各府省庁による一元的な開発・調達を実施し、それを全国的に共用するなどシステム整備・運用の効率化を推進する。

4 世界最先端IT国家創造宣言工程表（平成26年6月24日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

3 (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

○「マイガバメント（仮称）」の実現

情報提供等記録開示システムの活用を前提に、主な機能・内容（利用者に係る医療・介護・健康情報等の自己情報の閲覧、個人向けプッシュ型サービス、引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス、サービスに必要な法定文書等をデータで入手・利用・送達する仕組

み等)に係る検討を行い、所要のシステム構築や制度見直しを進める。

○マイナンバーの利活用促進

マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用（特に①戸籍事務，②旅券事務，③預貯金付番，④医療・介護・健康情報の管理・連携，⑤自動車検査登録事務等）について検討を行い，その状況を２０１４年秋までに政府ＣＩＯに報告する。